

学校いじめ防止基本方針

北上市立二子小学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」はいじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対許さないという意識と態度で育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心豊かに、夢をもち、世界に羽ばたく飛勢っ子の育成」を目指すことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめの解消」については、少なくとも2つの要件が満たされたものであるとする。ただし、次の要件を満たしていても、被害の重大性や個別の状況、組織の判断によってはより長期の期間を設定し、継続して注視するものとする。

- ・いじめに係わる行為が止んでいること。被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することとする。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、暴行、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 本校のいじめ防止基本方針

- (1) 正しい判断力や規範意識をもち、自己の生き方を積極的に考える教育の推進。
- (2) 心の通う対人交流の能力の素地を育成。
- (3) 全教育活動を通じた道德教育の充実。

5 学校教育目標

「心豊かに、夢をもち、世界に羽ばたく飛勢っ子の育成」

6 めざす子ども像

- (1) つよく たくましい子ども
- (2) かしこく よく考える子ども
- (3) うつくしく 思いやりのある子ども

7 めざす教師像 ～判断基準は、子ども～

- (1) プロ意識：教育のプロフェッショナルとしての高い識見をもって、一人ひとりの良さを認め、知的に楽しい授業を創造し、豊かな教育活動を実現することにより、子ども達の可能性を伸ばす教師。
- (2) 克己心：教師自身も自らの可能性を追求し、克己の心をもって職務にあたり、その姿が児童の範となることのできる教師。
- (3) 社会性：経営参画意識をもち、コミュニケーションを大切にしながら組織的に職務にあたり、保護者や地域等、広く社会から信頼される教師。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるような学級経営に努め、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童がお互いのことを認め合い、心のつながりを感じられる信頼関係を深める。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教師がわかりやすい授業を心掛け、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じて、道德教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教師が持っていることを様々な活動を通

して児童に示す。

(6) 児童や保護者・地域の方々からの話を親身になって聞く態度を持つ。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も、ともにかけがえのない命を与えられて生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係を築く態度を育てると共に違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会（生徒指導委員会を兼ねる）を設置する。

(1) 構成員

ア 学校（◎は基本構成員、○は必要に応じて参加する構成員） ◎校長 ◎副校長 ◎教務主任 ◎生徒指導主事 ◎養護教諭（保健主事） ○学級担任 ○特別支援コーディネーター ○スクールカウンセラー等
イ 関係機関（学校からの依頼によって連携を行う） ○福祉関係者 ○特別支援教育関係者 ○児童相談所 ○適応指導教室 ○警察 ○医師 ○弁護士 等
ウ 地域の方々（学校からの依頼によって連携を行う） ○PTA役員 ○保護者 ○学校運営協議会委員 ○民生委員
エ 教育委員会（学校からの依頼によって連携を行う） ○指導主事 ○心理関係者

(2) 内容

いじめ問題に関する情報交換。共通理解。指導対策。

(3) 開催時期

いじめアンケート終了後を定例会とするが、内容に応じて職員会議に代える。臨時に行うケース会議は必要に応じて開催し、対応策を話し合う。

4 児童の主体的な取組（案）

- (1) 児童会による「ふわふわ言葉」をたくさん使い「チクチク言葉」を減らす取組。
- (2) いじめ防止標語の作成と掲示。
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事等。

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を校報やPTA総会で紹介して理解を得る。
- (2) PTAの役員会などで、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) 授業参観において、保護者や地域の方に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (4) 通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と

いじめ認知しない事案についても、アンケートで回答があった児童については、継続した観察を行う。

(2) 保護者アンケート 年2回(6月:1、2年・10月:全学年)
学校評価と同時期に実施

(3) 児童との教育相談 年2回(6月・10月)

3 相談窓口の紹介

いじめの相談窓口は、いじめ方針を学校報でお知らせする際に、全校でも周知する。また、学校報でも取り立てて紹介する。

◆日常のいじめ相談(児童及び保護者)	全職員が対応
◆スクールカウンセラーの活用	副校長・教育相談担当・学級担任
◆地域からのいじめ相談窓口	副校長
◆学校教育課指導係	72-8259
◆インターネットを通じて行われるいじめ相談	学校または所轄警察署
※学校教育室いじめ相談電話(県教委)	019-623-7830

IV いじめ問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。聞き取りは、可能な限り複数で行い、記録を適切に取る。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決に当たる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、市教委への報告、警察への通報を要する事案であるか適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。内容の記録と共に、時系列での経過等も記録する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して

て教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者との連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(7) いじめを受けた児童の心を癒すため、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら指導を行う。

(8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

(1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。

(2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。

(3) 全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

(1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報をうけたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会及び警察と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。

(2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対応

1 重大事態とは【いじめ防止対策推進法第 28 条一】

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ (1) に当たるケースとしては、「児童が、自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などが考えられる。(2) においては、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安と考える。留意すべき点として、事案の発生時や、欠席が続き始めた時点で、重大事態であることが予想されない場合があり、その判断は難しい。保護者からの訴えや 3 日以上欠席が続く場合は、つねに重大事態に至る可能性があることを考慮した対応をとれるようにしておく必要がある。

2 重大事態の報告

(1) 重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（北上市教育委員会）に報告す

る。事案の内容によって、その事案自体すぐに重大事態であると認知して報告する場合と、重大事態に至る可能性があるという段階で報告する場合があることを確認する。前者は、自殺、怪我、金品への被害が考えられ、後者は、登校しぶり、不登校の被害が考えられる。後者については、その月に連続もしくは不連続で7日を超える場合は、いじめの重大事態の可能性を考慮しながら状況を確認するとともに、その旨市教委へ報告する。

- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処するが、チェックリストを用い、いじめ重大事態に対する平時からの備えをし、いじめ重大事態の未然防止をおこなうよう努める。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が調査を実施する場合

重大事態の報告後、設置者から学校での調査を指示された場合は、設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

ウ 調査においては、質問票の使用その他の適切な方法によりいじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

エ 調査結果を学校の設置者に報告する。

オ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。説明については、市教委の指導のもと、いじめを受けた被害者及び保護者への感情を理解しながら、丁寧に行う

カ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

キ 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

- (2) 学校設置者（北上教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

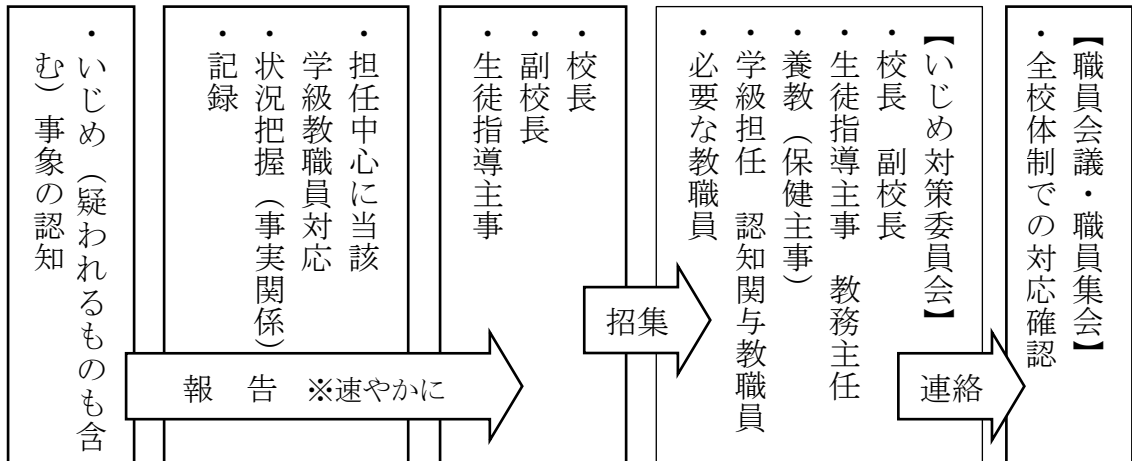
2 保護者・家庭、地域、関係機関との連携

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童のなやみや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。

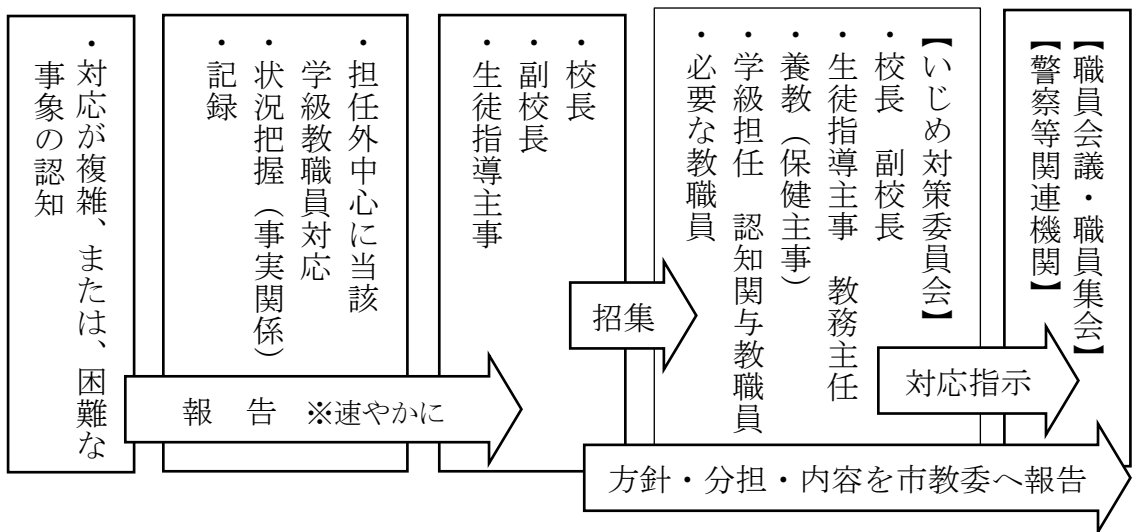
Ⅶ 対応手順マニュアル・具体的指導支援・対応フローチャート

1 対応手順マニュアル

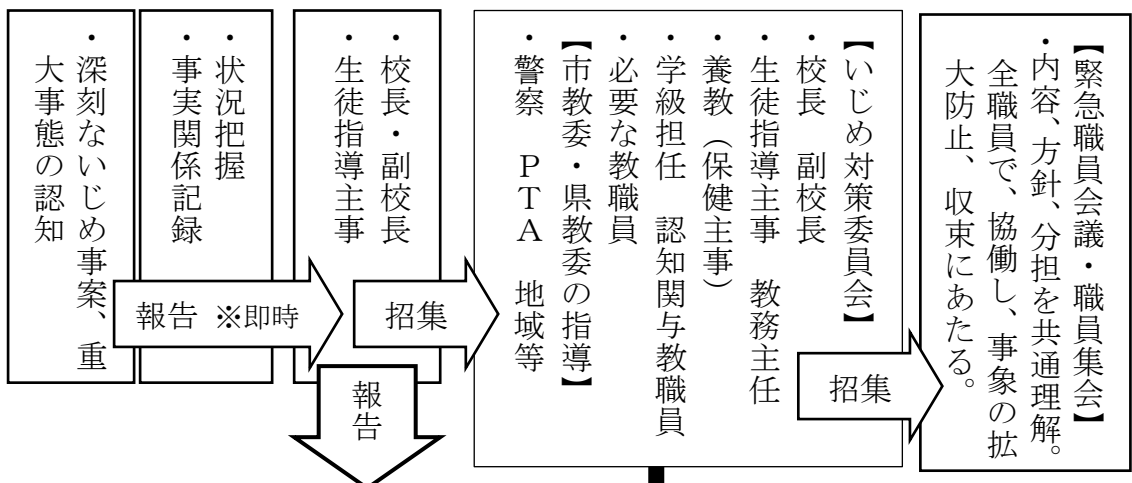
(1) 学校内での解決を目指す事象への対応手順

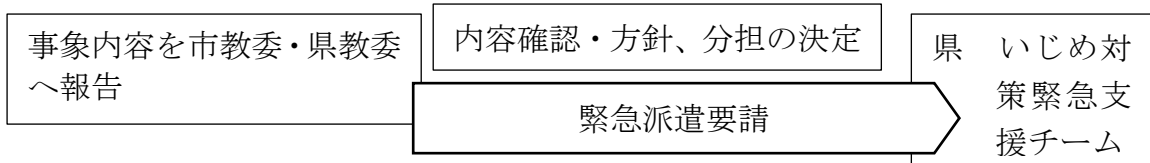


(2) 学校内で解決を目指す、対応が複雑または困難な事象への対応の手順



(3) 学校内でだけでは、解決が困難な事象への対応手順





2 具体的な指導・支援の内容

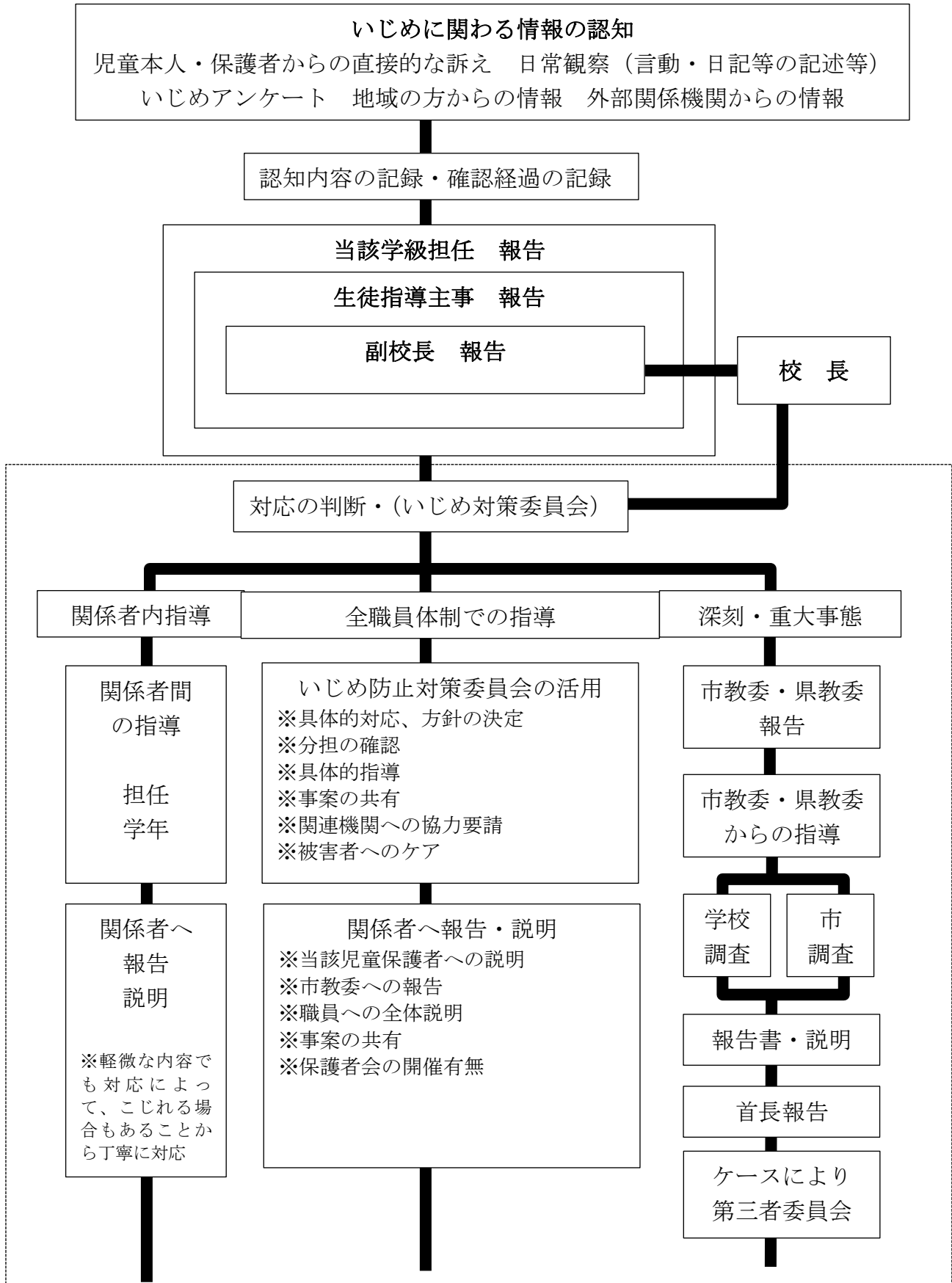
- ・報告、連絡、相談、記録を徹底しながら、以下の対応を実施すること。
- ・いじめ行為の背景に横たわる問題をしっかり見極め、解決の方法を考えて迅速に対応すること

【被害者・加害者・観衆、傍観者への指導、支援の具体】

	被害者への支援	加害者への指導	他の児童 (観衆・傍観者) への指導・支援
教師の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・共感的に受け止める姿勢で、真摯に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毅然とした態度で対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者すべてを守るという姿勢で対応する。
伝える こと	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として、「何としても守る」という姿勢を示すこと。 ・プライバシーの保護に十分配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること。 ・自分の行為が重大な結果につながったこと。 ・いじめは決して許されない行為であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛みを配慮すること。 ・いじめを見て見ぬふりをせず、大人にすぐに知らせる勇気をもつこと ・プライバシーの保護に十分配慮すること。
確認する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害の状況（負傷している場合、病院での診察状況） ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室での対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性

留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化 ・PTSD自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> ・観衆、傍観者も被害者になること
--------	--	---	--

3 対応フローチャート（いじめを認知した際の、組織的対応）



経過観察・記録・いじめ解消の確認（およそ3か月）

問題行動調査等による報告

※すべての事案をいじめ対策委員会を通して ※軽微な認知も報告対象